

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社グループは、環境と安全そして成長を最重要課題と認識し、社会との共存を図り、より豊かで安全な生活環境を創るために必要な物づくりの一翼を担うことに、誇りを持って、たゆむことなく、挑み続けることを基本理念とし、法令を遵守し、株主の権利・平等性に配慮し、当社グループに係る様々なステークホルダーとの適切な協働に努め、経営の健全性及び透明性を高め、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4 株主総会における権利行使】

当社では、現在のところ、海外投資家比率が相対的に低いことから、議決権の電子行使及び招集通知の英訳は行っておりません。今後については、海外投資家比率を勘案し、検討課題といたします。

【補充原則4-2-1 取締役会の役割・責務(2)】

取締役報酬については、現在は固定報酬及び前年度業績と連動した現金報酬のみです。自社株報酬については、今後の検討課題といたします。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用 補充原則4-8-1 補充原則4-8-2】

当社において独立社外取締役は1名ですが、独立した立場から当社の経営に対して適確な助言や意見の表明を行っており、独立社外取締役としての責務を十分に果たしております。また、当社の経営体制は、取締役6名(内、社外取締役2名)、監査役3名(内、社外監査役2名)であり、少数の取締役により迅速な意思決定を行っております。社外取締役並びに社外監査役は豊富な経験と幅広い見識をもとに、経営への助言・監督を行っており、経営の健全性・透明性が確保されていると考えております。当社の事業規模や業種等を考慮しますと現在の6名体制が適切と考えておりますが、今後の当社を取り巻く環境の変化等を勘案しながら、独立社外取締役の増員の必要性とその選任については、取締役会で適宜議論してまいります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の観点から、安定的な取引関係や業務提携関係の構築や維持発展につながると判断した場合に、保有していく方針です。

政策保有株主の議決権行使については、議案ごとに内容を確認し、株主価値の向上に資するものか否かを判断した上で、実行いたします。

【原則1-7 関連当事者間取引】

当社が当社役員と取引を行う場合は、取締役会規則に基づき、当該取引につき取締役会に付議し、決議するものと定めております。また、経理部及び監査役会は、当社役員に対して毎年関連当事者取引に関する調査を実施し、監視を行っております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社グループの基本理念、経営理念、ビジョンは当社ホームページに掲載しております。

また、当社グループは、平成28年度から平成30年度までの3ヶ年を活動期間とする中期経営計画を策定し、その中で「事業基盤の改善と強化を行い、収益力の向上を図る」ことを基本方針に掲げ、事業基盤や製品群を見直し、生産工程や業務の改善を行い、安心、安全な職場づくりを行い会社の成長に貢献できる人づくりを行うことで、企業価値の向上をめざしてまいります。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書1.の「1. 基本的な考え方」に記載のとおりであります。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役報酬は、株主総会の決議により決定した年間報酬総額の範囲内で、会社業績や社員給与との調和等を勘案の上、各取締役の役割と責任に応じた報酬としており、その方針に基づき、代表取締役社長が原案を策定し、取締役会に付議し、決定しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役の選任については、当社グループの基本理念及び経営理念に基づき、当社グループの企業価値の向上に貢献でき、各分野における豊富な経験と幅広い見識を有し、指導力のある人材を選定しております。手続としては、代表取締役社長が上記方針に基づき合致した人材を選定、取締役会にて決定しております。

監査役については、代表取締役社長が取締役の職務執行の監査が行うことができる豊富な経験と見識を有する候補者を監査役会へ推薦し、監査役会の同意を得て、監査役選任議案について取締役会決議を得ております。

(5) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

取締役・監査役候補と社外取締役・社外監査役候補の経歴及び選任理由については、株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則4-1-1 取締役会の決議事項と委任の範囲】

当社の取締役会は、定款および法令に定めるもののほか、取締役会において決議すべき事項を「取締役会規則」及び「取締役会規則運用基準」において定めております。その他の経営上重要な業務執行の決定につきましては、経営委員会にて決議しております。それ以外の個別の業務執行については、個別権限基準表を定め、委任の範囲を明確にしております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は独自の独立性判断基準は策定しておりませんが、会社法に定める社外取締役の要件、並びに、東京証券取引所が定める独立性基準に基づき、独立性を判断いたします。

【補充原則4 - 11 - 1 取締役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、営業・製造・経営管理の各分野において、専門的な知識と豊富な経験を有する取締役で、バランス良く構成されております。

【補充原則4 - 11 - 2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役・監査役の兼職状況については、株主総会招集通知、有価証券報告書にて毎年開示しております。

【補充原則4 - 11 - 3 取締役会の実効性確保のための前提条件】

社外役員を含めた全取締役・監査役により、取締役会の実効性について分析・評価を行いました。

<分析・評価の方法>

取締役及び監査役全員に対し、取締役会の実効性に関するアンケート(無記名式)を行いました。

アンケートの主な項目は次の通りです。

1. 取締役会の機関設計 2. 取締役会の運営 3. 取締役会の審議内容

4. 役員へのサポート体制

アンケート結果を踏まえ、取締役会での意見交換により実効性の評価・分析を行っております。

<分析・評価結果の概要>

当社の取締役会は、機関設計・運営・審議内容等において概ね適切に機能しており、取締役会の実効性は確保されていると評価いたしました。一方で、取締役会資料の事前配布・説明や、企業戦略の方向性についての審議、社外取締役に対する情報提供の場の確保について、更なる充実が期待されていることが明らかになりました。

この評価結果を踏まえ、取締役会の運営方法の変更をはじめとする改善への取り組みを実施しております。

【補充原則4 - 14 - 2 取締役・監査役へのトレーニング】

取締役・監査役に対しては、その役割及び責務を果たすための知識を取得する研修の機会を必要に応じて提供しており、その費用の負担を行っております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

(1) 株主との対話全般については、建設的な対話を実現するように、企画管理部管掌役員が統括しております。

(2) 対話を補助する部署は企画管理部であり、経理部等の関連部署と連携し、適切な情報開示を行っております。

(3) 個別面談以外の対話の手段としては、株主アンケートの実施等を行っております。

(4) 対話を通じて把握した株主の意見等は、経営幹部や取締役に報告し、適切なフィードバックを図っております。

(5) インサイダー情報を適切に管理するために「インサイダー取引防止規程」を制定しており、その条項を遵守することで、対話に際しての情報管理を行っております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

### 【大株主の状況】

| 氏名又は名称                    | 所有株式数(株)  | 割合(%) |
|---------------------------|-----------|-------|
| 福田金属箔粉工業株式会社              | 2,201,000 | 16.89 |
| 株式会社川嶋                    | 1,210,000 | 9.29  |
| 株式会社三光                    | 1,210,000 | 9.29  |
| 双日株式会社                    | 660,000   | 5.07  |
| 太陽鋳工株式会社                  | 594,000   | 4.56  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 483,000   | 3.71  |
| 親和物産株式会社                  | 316,000   | 2.43  |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社             | 193,125   | 1.48  |
| 矢地節子                      | 190,000   | 1.46  |
| 竹上雄輔                      | 150,000   | 1.15  |

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第二部

|                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| 決算期                 | 3月              |
| 業種                  | 非鉄金属            |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 100人以上500人未満    |
| 直前事業年度における(連結)売上高   | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数   | 10社未満           |

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特に該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

|      |         |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

【取締役関係】

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数             | 9名     |
| 定款上の取締役の任期             | 2年     |
| 取締役会の議長                | 社長     |
| 取締役の人数                 | 6名     |
| 社外取締役の選任状況             | 選任している |
| 社外取締役の人数               | 2名     |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 1名     |

会社との関係(1)

| 氏名   | 属性       | 会社との関係( ) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |  |
|------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|--|
|      |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |  |  |
| 加藤英夫 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |  |
| 升野勝之 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |  |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

| 氏名   | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明  | 選任の理由  |
|------|------|---|--|
| 加藤英夫 |      | 平成29年3月まで主要株主である福田金属箔粉工業株式会社の業務執行者であった。<br>平成20年6月当社取締役に就任。 | 加藤英夫氏は福田金属箔粉工業株式会社の相談役であり、非鉄製品業界での長年にわたる経験と幅広い見識を有しておられるだけでなく、会社経営に携わっておられることから、当社の社外取締役として選任しております。福田金属箔粉工業株式会社と当社グループとの取引は僅少であり、社外取締役の独立性については問題ないと考えます。 |

|      |                 |   |
|------|-----------------|---|
| 升野勝之 | 平成29年6月当社取締役就任。 | 升野勝之氏は、大手化学メーカーにおいて取締役常務執行役員などの職責を担い、企業経営および研究開発分野などにおいて、豊富な経験と実績を有しております。客観的・専門的な視点から、当社経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っていただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。また同氏と当社との間に利害関係はなく、独立性の基準に抵触しないため独立役員として選任いたしました。 |
|------|-----------------|---|

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |
|----------------------------|----|

### 【監査役関係】

|            |        |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の数  | 4名     |
| 監査役の数      | 3名     |

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は取締役会に出席し、またそれに加えて常勤監査役は、経営委員会に出席し意思決定の過程を監視するとともに、決裁書類、社内情報システムによる操業・経理情報の閲覧により業務執行状況を把握し、妥当性監査にも踏み込んで部門毎の監査を行い、内部監査機能も補っております。

また監査役は、会計監査人によるたな卸立会、子会社往査に同行する他、実効性のある監査を行うため随時会計監査人と意見交換を行い、緊密な関係を保っております。

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況             | 選任している |
| 社外監査役の数                | 2名     |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 1名     |

#### 会社との関係(1)

| 氏名   | 属性       | 会社との関係( ) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|      |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 岡田民雄 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 五野隆由 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

#### 会社との関係(2)

| 氏名   | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明   | 選任の理由   |
|------|------|--|---|
| 岡田民雄 |      | 日本増埜株式会社の業務執行者であった。<br>平成15年6月当社監査役に就任。<br>平成19年6月、平成23年6月、平成27年6月再任。<br>平成22年3月独立役員に指定。 | 岡田民雄氏は日本増埜株式会社の相談役であり、経営全般に関する幅広い経験と見識を有しておられ、当社の社外監査役として選任しております。また、東京証券取引所の定める独立性基準に抵触せず一般株主と利益相反が生ずる恐れがなく、独立役員として選任しております。 |
| 五野隆由 |      | 平成29年6月当社監査役に就任。   | 五野隆由氏は大手総合商社での豊富な経験と幅広い見識を有しており、中立的・客観的な視点から監査を行っていただけるものと判断し、社外監査役として選任いたしました。   |

### 【独立役員関係】

|               |    |
|---------------|----|
| 独立役員の人数       | 2名 |
| その他独立役員に関する事項 |    |

### 【インセンティブ関係】

|   |         |
|---|---------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況                                 | 実施していない |
| 該当項目に関する補足説明  |         |
| 当社が属する業界は成熟型であり、業績の大きな変動はないため、インセンティブを付与する要因がないと判断しております。 |         |
| ストックオプションの付与対象者   |         |
| 該当項目に関する補足説明  |         |

### 【取締役報酬関係】

|   |               |
|---|---------------|
| (個別の取締役報酬の)開示状況                                 | 個別報酬の開示はしていない |
| 該当項目に関する補足説明                                    |               |
| 役員は個別報酬につきましては、1億円以上を支給している役員がおりませんので開示しておりません。 |               |
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無                            | あり            |
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容                          |               |

株主総会にて決定する報酬総額の範囲内で、取締役の報酬は役位別に定められた基本額と所定の業績評価を加算し取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役会にて決定した基準に従い監査役会における協議により決定しております。  
尚、平成18年6月29日開催の第111期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額92百万円以内(但し、使用人分給とは含まない。)また、平成28年6月29日開催の第121期定時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額30百万円以内と決議されております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は社外監査役をサポートする専従スタッフの配置をしておりませんが、必要に応じて企画管理部が適宜対応しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は社外取締役および社外監査役を選任し、会社の機関として、株主総会、取締役会並びに監査役会を設置しております。またその他に取締役、部長級幹部社員及び常勤監査役(オブザーバー)を構成員とする経営委員会を設置し、会社経営の全般的執行方針並びに重要な経営施策

事項について審議を行い、基本方針を決定しております。

法令或いは当社取締役会規則で定められた事項については経営委員会での審議を経た後、社外取締役および社外監査役の出席も得て、取締役会において再度審議を行い業務執行の意思決定を行うことしております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記の社外取締役、社外監査役および経営委員会、取締役会の連携により経営の監視体制は充分機能していると判断しており現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

|               | 補足説明   |
|---------------|--|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 「総会開催日3週間前」を目途に招集通知の早期発送に努めております。              |
| その他           | 株主総会では営業の概況、対処すべき課題等を中心に、できるだけ詳細に報告すべく努めております。 |

### 2. IRに関する活動状況

|                  | 補足説明                             | 代表者自身による説明の有無 |
|------------------|----------------------------------|---------------|
| IR資料のホームページ掲載    | 決算短信、有価証券報告書、招集通知、決議通知等掲載しております。 |               |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | 専門部署は置かず、適宜企画管理部、経理部が担当しております。   |               |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

|                  | 補足説明   |
|------------------|--|
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | ISO14001環境方針を設定し、ISO推進委員会主導で環境保全には万全の体制で臨んでおります。 |

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「業務の適正を確保するために必要な体制」の基本方針を次の通り定め、内部統制システムを構築しており、また構築したシステムが有効に機能すべく継続して組織、規程、マニュアルの見直しを行なっております。

#### 内部統制システムの基本方針

##### 1 取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、取締役全員を以って構成し、法令・定款に定める職務のほか、当社取締役会規則に基づき、会社の業務執行の決定、取締役の職務の執行の監督を行う。

監査役は取締役会に出席して取締役に対する意見聴取を行うほか、経営委員会等重要会議に出席して取締役の職務執行状況を監査する。

##### 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、当社の「文書管理規程」第3章(文書の保管、保存及び廃棄)第8条(保存及び保存期間)別表-1に基づき、適切に保存及び管理を行う。

##### 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理については、「リスクマネジメント基本規程」に則り、当社が対象とする諸々のリスクに対して所定の関連規程、マニュアル等に基づく実践を通じて事業の継続、安定的発展を確保していく。

##### 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では現在、取締役及び部長クラスにオブザーバーとして常勤監査役を加えたメンバーを構成員とした経営委員会を設置し、会社経営の全般的執行方針及び重要な経営施策事項について審議、基本方針の決定を行い、それを踏まえて法令並びに当社取締役会規則で定められた事項については取締役会で更に審議し、決議を行うこととしている。

取締役会並びに経営委員会とも人数的にも十分な議論を尽くしての意思決定が可能であり、内部統制機能も十分働いていると判断する。

従い、当社では執行役員制は導入せず、取締役が連帯して経営責任と業務執行責任の両面を担う、現行の体制で臨んでいくこととする。

##### 5 使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、既に品質管理システムの国際規格であるISO9001及び環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得しており、関係法規の遵守並びに業務の効率性の追求は、それらの認証の維持活動を通じて行っている。なお、活動の成果についての検証は、定期的に行われる外部認証機関による審査および内部監査によってなされている。

また、コンプライアンスの徹底の一環として、グループ全体の役職員を対象とした「インサイダー取引防止規程」を制定し、役職員の関連法規遵守についての責務を定めている。

当社の規模に相応した体制として、ISO関連の諸規定を遵守し、稟議規程並びに個別権限基準に基づくシステムの適正な管理と運用を企画管理部が行い、監査役が監視するという現行の体制で臨んでいくこととする。

##### 6 企業集団における業務の適正を確保するための体制

企業集団における開示情報の適正性の確保については、当社はグループ経営理念として「法令・規則を遵守し、適時・適切な企業情報の開示を心がけ、公明正大で透明性の高い経営を推進することで、お取引先様や株主様の信用を得られるようにたゆむことなく努力する」ことを掲げている。この理念の下に、開示する情報については今後とも経営委員会あるいは取締役会で審議、承認、報告の手続きを経ることとし、取締役は信頼性のある財務報告の提供が企業としての責務であるという認識を絶えず持ち続ける。

また、当社子会社のガバナンスについては、当社から取締役並びに監査役を派遣し、子会社の取締役会に出席するとともに、経営上のリスク発生の可能性が見られると判断された場合には、当社から派遣された取締役や監査役を通じて、子会社全体、あるいは特定部門に対して重点的な内部監査を行う仕組みが確保されており、子会社の経営を十分管理、監督できている。

更に、毎月1回当社経営委員会メンバーに対する事業報告会を開催しており、経営状況を把握する体制も確保できている。

従い、今後とも現在の体制を維持していくこととする。

##### 7 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

将来監査役が補助使用人を求めた場合は、その必要度に応じて最適な組織を取締役と監査役会が協議の上決定する。

使用人の取締役からの独立性を確保するために、当該使用人の人事については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定し、当該使用人は取締役の指揮命令を受けないものとする。

##### 8 取締役・使用人が監査役(又は監査役会)に報告をするための体制、その他の監査役(又は監査役会)への報告に関する体制

監査役(常勤監査役)は、取締役会のみならず、会社の重要な経営政策事項を審議する経営委員会にオブザーバーとして出席する他、社内での主要会議にも出席している。また、社内稟議書は全て監査役の閲覧を経る体制となっており、監査役に必要な報告がなされている現行体制を維持する。

##### 9 その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は、取締役会、経営委員会その他重要な会議に出席し、当社の業務執行に関する報告を受けている。更に、受注、生産、在庫、原価計算等に関する情報を網羅したコンピュータデータベースにアクセスできる体制となっており、また社内イントラネットにより、生産上並びに営業上の日々の主要な情報入手でき、顧客からのクレーム情報も文書にて常勤監査役に回付されることになっている。

上記のとおり、監査を実施するにあたっての基本情報が十分提供される体制となっているので、現行のシステムを維持する。

また、取締役と監査役とのコミュニケーションについては、両者の緊張関係を維持しながら、定例の社内主要会議での意見交換のみならず、都度必要に応じて意見交換の場を設営することとする。

##### 10 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

当社は、社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、これらの反社会的勢力に対しては、組織的に毅然とした態度で対応する。

当社は、この基本的な考え方について役員及び全社員へ周知徹底を図り、万一、反社会的勢力から不当要求を受けた場合の対応部署を企画管理部とし、所轄警察署や顧問弁護士等の外部専門機関と連携して対応することとする。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、これらの反社会的勢力に対しては、組織的に毅然とした態度で対応する。

当社は、この基本的な考え方について役員及び全社員へ周知徹底を図り、万一、反社会的勢力から不当要求を受けた場合の対応部署を企画管理部とし、所轄警察署や顧問弁護士等の外部専門機関と連携して対応することとする。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、平成28年6月まで買収防衛策を導入しておりましたが、現在は導入しておりません。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 当社の会社情報の適時開示に係る業務は、企画管理部と経理部を中心に行っておりますが、両部の部員はインサイダー取引規制に抵触することなきよう、細心の注意を払って従事しております。

2. 当社の情報取扱責任者には、企画管理部長を任命し、会社情報の開示を行う際は、同職の管理の下、開示内容の正確を期すとともに、情報管理を徹底させ、また、取締役会の決議が必要な事項については取締役会終了後、直ちに開示することとしております。

3. また、グループ全体でコンプライアンスを徹底させるため、子会社役員等をも対象としたグループ全体の「インサイダー取引防止規程」を制定し、その中で子会社の情報管理者の責務も謳い、「グループ企業の役員等は、グループ企業及びその取引先に係る未公表の重要事実を了知した場合は、直ちに当該役員が所属する自社の情報管理者にその重要事実を報告し、情報管理者は親会社の情報取扱責任者に報告しなければならない」旨定めております。

また、インサイダー取引の概要を役員等に啓蒙すべく、具体的規制対象事項を規程に謳っております。

